



令和2年7月17日（金） 岐阜県発表資料			
担 当 課	担当係	担当者	電話番号
商業・金融課	商業振興係	蒲・桑原	内線 3067 直通 058-272-8374 FAX 058-278-2672

「岐阜県商店街にぎわい回復事業費補助金」の募集開始

県では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために生じた外出自粛、各種イベント中止の影響により減少した商店街のにぎわい回復支援のため、「岐阜県商店街にぎわい回復事業費補助金」を創設しました。

このたび、同補助金の募集を開始しますので、お知らせします。

記

○ 補助金の概要

1 補助対象者

商店街振興組合及び商店街振興組合連合会、その他商店街団体、商工会議所、商工会、実行委員会等

2 補助対象事業

（1）商店街イベント・集客プロモーション事業

商店街を中心とする地域のにぎわいを回復するために実施するイベント・集客プロモーション事業

補助率：3／4以内 上限額：6,000千円 下限額：300千円

（2）商店街「新しい生活様式」事業

「新しい生活様式」の確立に資する次に掲げる事業

①テイクアウト、デリバリー等事業

②感染症感染防止対策事業

③その他知事が認める事業

補助率：3／4以内 上限額：2,000千円 下限額：300千円

○ 募集期間

令和2年7月20日（月）～8月11日（火）

※ 1次募集期間であり、募集状況により、12月28日（月）まで随時募集

○ 申込方法

各市町村の商工担当課を通じて、県商業・金融課に補助事業実施計画書等を提出してください。

必要に応じて事業ヒアリングを実施します。

要綱や各種様式の詳細は、以下の岐阜県庁公式ホームページからご覧ください。

<商店街にぎわい回復事業費補助金>

<http://www.pref.gifu.lg.jp/sangyo/shokogyo/shokogyo-shinko/c11363/shougyoushinkou/nigiwaikaihuku.html>

トップ>産業・農林水産・観光>商工業>商工業振興・経営支援

>商店街にぎわい回復事業

○ お問い合わせ先

岐阜県商工労働部商業・金融課商業振興係 TEL 058-272-8374